

議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成28年12月2日（金）
会議時間 10時14分開会 11時51分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：原 紀夫
副委員長：桜井崇裕
委 員：鈴木孝寿、北村光明、高橋政悦、佐藤幸一
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 議会委員会条例の一部改正について
 - (2) 一般質問の答弁書の必要性について
請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定について
一般質問での質問内容は正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）について
各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）について
初回質疑（質問）からの一問一答の導入について
 - (3) 中間報告について
 - (4) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長：(原紀夫) 第7回議会活性化特別委員会を始める。

(1) 議会委員会条例の一部改正について

委員長：2常任委員会を「総務産業常任委員会」と「厚生文教常任委員会」へ変更することについて、過日の全員協議会の中で了承を得たことを受けて、議会活性化特別委員会委員が提出者・賛成者となり、12月定例会に別紙(案)のとおり議会委員会条例の一部を改正する条例の提案をしていくことでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように取りはからう。

(2) 一般質問の答弁書の必要性について

請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定について

一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大(重複質問の取扱いを含む)について

各種会議の持ち方の見直し(全員協議会での積極的な意見交換を含む)について

初回質疑(質問)からの一問一答の導入について

委員長：前回の委員会で、議会運営に関する「一般質問の答弁書の必要性」「請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定」「一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大(重複質問の取扱いを含む)」「各種会議の持ち方の見直し(全員協議会での積極的な意見交換を含む)」「初回質疑(質問)からの一問一答の導入」の5項目の調査・検討を行うことになっている。どの項目から調査・検討を行うのかお諮りする。

桜井委員：この順番でいい。

北村委員：この順番でいい。

佐藤委員：この順番でいい。

高橋議員：この順番でいい。

委員長：この順番のとおり進める。

「一般質問の答弁書の必要性について」から始める。当議会では答弁書を事前に執行側から出してもらうことについて、皆さんの意見を聞きたい。

鈴木委員：基本的には反対。理由としては、逆に慣れ合いになってしまうのではないかと。質問の答えがすでに分かっているのであれば、その次からやった方がいいと思っているので一般質問の答弁書は必要ない。

高橋議員：一般質問の趣旨は、町民の声を代弁しその答えを聞くこともあれば、町民の意見を反映させたいという意図もある。反映させたいのであれば、答弁書に対する町民の意見を更に乗せするという意味からいえばあっていいと思うが、質問の内容によると思う。

佐藤委員：答弁書については必要と思う。議会運営で問題が起きた時の証拠にもなる。

北村委員：一般質問に関しては、議員側として通告書を出しているもので、少なくともその質問に対する回答書は文書として残すことは必要だろうと思う。馴れ合いになるのではないかと意見は今までもあったと思うが、当日配付でも構わないのであとで文書が残るようにしていただきたいと考えている。

桜井委員：答弁書をもらうことになると町民にも答弁書の内容を公開しなければならないと思う。また、答弁書をもらってもしっかりと再質問をすれば一般質問は継続されるので、必要があることもあると認識はしている。鈴木委員が言われるように、馴れ合いになるという面においては、そこまで心配する必要はあるのかなと思うところもある。

委員長：以前、私は答弁書を事前に出してもらってはということを行ったことがあるが、鈴木委員が言われたように、馴れ合いになる第一の原因ということで賛同を得られなかった。答弁書の必要性が認められた場合は、執行側とも協議をしなければならないので、手間のかかるものだろうと思う。町長が答弁書のとおり答弁をしてくれればいいが、私の体験からいくと、この頃は私の一般質問に対し

ては短く答えて終わることがある。町長は答弁をしなければならない責任があるので、答弁書を示すことにより全く違うことは言えないという面もあるのかなという感じはする。

鈴木委員：私の反対する理由は確かに馴れ合いになることが1つあるが、もう1つは町長に対して議員が行政の執行方針について聞く場面の中で、各課が答えを書いてくると自体が本当はおかしいと思っている。それをやると町長の考え方を質すというよりは行政全般ということになる。本当は町長と真剣にやりとりをする上で、それでいいのかという疑問がどうしても残る。

北村委員：北海道議会で答弁書と再質問に対する意見調整もやられていると聞いたことがある。それをもって学芸会や馴れ合い的であるとどこかの学者が言ったという記憶がある。馴れ合いになるのは、議員によっては政治的スタンスもあると思うが、馴れ合いになる、ならないは感覚的なものではないかと思う。ある議員に対しては積極的に答えるが、ある議員にはそこそこに扱うという差が出ているのではないかという感じがする。私は馴れ合いにならないと思っている。

鈴木委員：馴れ合いの部分は別としても町長の施政方針を質す、若しくは町民の声を代弁する形の中で、メインは町長の施政方針についての質問と思っている。その中においては、答弁書を現実的には別の人がつくっているの、そこが引っかかる。答弁書があってもいいのかなと思いたしてはいるが、最初の馴れ合いは置いておいたとしても、自分の中で組み立てて質問しているの、あってもなくても差し支えない。

委員長：他町村の状況を事務局に聞いてもらっているの、事務局より説明をお願いします。

佐藤局長：11月に足寄町で定例会開会に係る運営アンケートを管内の議会に向けて調査をしている。その結果をもらったので、資料として配付したいと考えているがいかかがか。

委員長：皆さん資料は必要か。

(必要の声あり)

委員長：資料を配付する。

(議会定例会に係る運営アンケート集約結果を配付)

委員長：資料に目を通すために若干休憩する。

【休憩 10:31】

【再開 10:40】

委員長：多くの町村が答弁書の配付を実施しており、配付時期や一般質問者以外への配付は各町それぞれとなっている。他町村のアンケート集約結果を受けて、答弁書は必要かどうか改めて意見を伺う。

北村委員：管内の状況を見ると、思った以上に答弁書を出している。考え方は変わらないが、必要ないという議員がいるのであれば、必要な人だけもらうという選択があってもいいのでは。

鈴木委員：議会活性化委員会で完全に決めて全員協議会に出す必要はないと思う。一度、全員協議会で意見を集約した上で検討するという方法もある。必要と思っている議員が他にいるのであれば、もう一度考えていきたい。この委員会は若い期数の議員が多いので、期数が多い議員の意見も聞いてはどうか。

委員長：特別委員会で結論を出し、全員協議会で諮っても意見は出てくると思う。それを持ち帰って協議することになるので、鈴木委員が言われたことにもつながる。全員協議会は今度いつ頃開かれる予定か。

加来議長：開催するとなれば定例会中になる。これはすぐに結論を出さなくてもいいと思うので、他の議員の意見を聞く前に他町村を調査した上で今後協議してもいいのでは。

委員長：実際に配付を受けてもうまくいっていないところもあると思う。若干期間もあるので、答弁書の配付については全員協議会に一度意見を聞いてからもう一度検討する。議長から助言のあった他町村はどうなっているのかについては事務局にお願いします。

佐藤委員：再質問をしたいためにその必要性を訴えたが、再質問のための答弁書ではないということであれば撤回する。

佐藤局長：答弁書を必要とする理由を明確にしてはどうか。そこをはっきりしないとこの議論が深まっていけない気がする。

北村委員：議員の一般質問に対する答弁について、町長に施政方針を聞くことが第一と言われている。町長の施政方針は役場や委員会など町政全般の中での状況や関わっている人の意見、仕事の進め方なども反映された中で出されると思う。担当課がやろうとしていることと全く違うことがいきなり出てくることはありえないと思っているし、そういう運営の仕方はいかななものかと思っている。むしろ意見交換をしっかりとし、町長以下全員の考え方や方針を一致させた中で執行してほしいと思う。執行側としての統一的な基準的な見解があってもいい。現状把握については特にそうだと思う。

委員長：休憩する。

【休憩 10：48】

【再開 10：55】

委員長：一般質問の答弁書の配付については、各町村に実態の調査をして再度皆さんの考えを聞く。また、その前段で全員協議会で他の議員の意見も聞くことで、1項目目についてはこれぐらいで終了したいと思うが、よろしいか。

高橋議員：答弁書に関してはそれでいい。一般質問ということで、合わせて議会としてやってほしいことがある。一般質問の結末が「検討します」「善処します」という言葉で締めくくられる答弁が多い。結局はそこで終わってしまい、話がたち切れてしまう。例として、佐藤委員が駅のホームの話をして3回くらいしていると思うが、そういうふうにはやらないと結果が見えてこない。ほとんどの議員がそうで、答弁されたことに対してどうなったのかわからない。町民は尻切れトンボだと感じている。次の定例会の時に前回の一般質問で答弁された項目の現状に関して、行政報告などで執行側から話を出してほしい。

委員長：講演会等の話の中では、一般質問の継続性ということで追跡質問が必要とされている。私もそれにならなくてやるが結論は出ないため、非常に難しい事案である。高橋委員が言われた、次の定例会で進捗状況を報告してもらうことについてはどうか。

北村委員：検討するという答弁に対しての解釈の仕方は、何もやらないことを意味するのか、言葉のとおり検討するのか、どう理解するべきか疑問に思うところ。誰か意見があればお願いしたい。

高橋議員：検討ということは、しないということではないか。それをさせないために行政報告等で報告をしてもらいたい。

鈴木委員：次の定例会で報告してもらうことも手だが、やっているかどうかを各課に確認しに行くのも議員の仕事である。それを受けて何もしていないのであれば次の定例会でなぜ行っていないのか問いただすのも議員の仕事。議会だけが議員活動ではないと思う。

高橋議員：質問をしたことをやっていないかどうかを議員が個人的に確認しに行き、やっていなければ再質問をかけるということは、再質問までの経緯が町民にはわからない。自分の支持者に対しては話ができるが、それは一部の町民なので、全町民が注目できる定例会で土俵に上げるのが一番だと思う。

委員長：質問の結果を関係課に話を聞きに行くと嫌がられる。

鈴木委員：私が質問した後は関係課から連絡が来ているので、そういう感覚はない。

北村委員：担当課の課題と一般質問の兼ね合いの部分からいくと、担当課がやりたいと思ってもなかなかできない状況がある中でタイミングのいい質問は歓迎されると思う。現場ではあまりやりたくないと思っている内容については、逆に文句を言われるという状況を何回か経験している。

桜井委員：一般質問で町に要望したり、助言をした時に検討すると言いながら担当課が何もしないということ自体が問題であって、しっかり検討させたり、いろいろなことをさせるのが議員の立場であるので、しっかりと追及していかなければならないと思っている。

議員の中でも他の町がやっていてどうしてうちの町ができないのかと抽象的な意見がある。本町の現状をしっかりとわきまえて、本当にできるのかを精査した上で質問するべき。議員の資質も問われるのではと常に思っている。

委員長：高橋委員が言われた、答弁で検討すると言った部分の現状を報告してもらうためには、議会としてはどういう方法を取ればいいのか。

高橋議員：鈴木委員には各課から報告があることを他の議員は知らなかった。議員が知らないことを町民が知っているわけがない。鈴木議員が得た情報をどう町民に知らせているのか。

それから、執行側にさせるために経過等の書類をつくってもらうことでやる気につながる。鈴木委員のように全員がそれをやれというのか、違う手法をとって一歩進んだ土俵に挙げるのかということは今検討しているのであって、手柄がどうということではない。

鈴木委員：はっきり言えば、3か月間何しているのかという話である。役場に来て、自分が質問したことに対する責任を果たしているのか、それが形になっているのかを確認するのは議員で、それを執行側に要求するのは議員としては質が低いと思う。議員がこうなってほしいということを質問しているので、質問し終わった後も追跡調査をするのが議員の責務だと思う。質問の前や後にしっかりと調査することは議員として最低限やるべきことだと思う。

桜井委員：議員になって支持者や町民に対してしっかりと仕事をしたいという思いは皆さんあると思うが、あまりにもそれを意識しすぎてパフォーマンス的に一般質問をするだけではだめ。そういう認識か

ら、議員活動として調査などをしっかりと行うことは当然だと思う。

委員長：前に行った一般質問の答弁内容の進展状況について追跡をして質問をしていくことは、広報紙にも載るので一番町民にも伝わる形。

桜井委員：高橋委員の意見も一理あるので、これも全員協議会で意見を聞くことも必要だと思うが。

委員長：全員協議会で聞くという方向でよいか。

加来議長：全員協議会に諮るのは活性化委員会でできるだけ煮詰めた上で、こういう方向で進めたいということを確認するために了承を得る段階にするべき。話が煮詰まらないうちに諮っているのは活性化委員会の意味がない。今のような議論を大いに深めてほしい。今のような議論の中から、他の町では町民に知らせる方法、議会の役割、議会の活動、議員の個々の資質向上、議会としての取り組み、執行側の対応について議会基本条例をつくるなどの取り組みを行っている。町民に知らせることであれば、芽室町のように定例会ごとに報告会を行うなど、議会としてできることを行っている。高橋委員が言うように、すぐに結論が出ないことについてどう取り組むかも必要かもしれないし、鈴木委員が言うように、資質を向上していくことが一番大切だということもある。議会として何ができるのかを議論してほしい。

佐藤局長：広報研修会で、他町で行っている例としてはよく言われることは、「どうなった一般質問」という形で一般質問の追跡調査を広報で取り上げている町もある。

北村委員：先日、町民から議会広報を読んだと言われた。質問はいいが、答弁としては具体的なものが見えないようなことを言っていた。できることとできないことが分かるようなやり取りをするような内容でも抽象的な答弁をされているので、そういうこともあると思った。そのようなことから広報のあり方も合わせて考えていかなければならないと思っている。

鈴木委員：行政で書類を出すということは、それが解決しない限りずっと検討中という報告になる。それをやると事務量を単純に増大させることにもつながってくると思う。かといって、執行側も検討しない、それはやりませんとなると喧嘩になる。喧嘩をしてもいいが、そこが日本人のわびさびのところの良いところと悪いところである。検討中という常套手段でよいと思うが、それをどう繋げていくか。佐藤議員のようなJRの話でいけば、別の形でタクシーチケットが増額されたという話が実際の形になっている部分もあるので、そういう点から考えると議員がしっかりと質問をしていくことが本来の姿なのではないか。それが町民に伝わっていないのは、伝え方がうまくいっていないのでは。

加来議長：過去に町長がやりませんと言ったことはないが、議員と考え方が違うと断った答弁の仕方はあった。

北村委員：一般質問のテーマに問題があると思う。議員の立場で質問する到達目標をどの辺におくかということで、具体的にエレベーターを駅に付けたいということがいけば、できているか、できていないかははっきりわかる。目に見えないものについては、どこまで到達目標を持って一般質問をすべきかが難しい。例えば、保健福祉関係については、できたかできなかったかについて目に見えるような形は難しいものがたくさんある。前に私が一般質問をしたペケレベツ川の問題ははっきりできないと言われた。私はできないのではなくやる気の問題ではという話しをしたが、それは、確かに議長が言われたように見解の違いで、3か月後に同じ質問をしても成果が得られないと思うので、1年くらい経ってからやることはあり得る。

高橋委員が言われた、前回の一般質問あるいは議案の中の質疑に対しての進捗状況の報告の場をつくってもいいのではないかと思う。

委員長：広報に載せる努力をすることは必要だと思うが、頁数もあるし、一般質問の人数によって変わるので考えなければならないだろうという気がする。

桜井委員の意見について議長から助言をもらったが、この特別委員会でじっくりと議論をしてから全員協議会に諮るということによろしいか。

桜井委員：はい。

委員長：休憩する。

【休憩 11:22】

【再開 11:39】

委員長：一般質問の答弁書の必要性についての1点だけでも意見が複雑多岐にわたり、話し合いを深めてもうまく方向付けができないのが現実問題だと思う。1項目目の一般質問の答弁書の必要性については次回にまた意見を聞くことにする。

(3) 中間報告について

委員長：先日、議会委員会条例の一部を改正することについて、全員協議会で同意を得たが、委員会の中間報告についてはどうするかについて、事務局長と相談をした。会議規則では、「委員会はその審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の許可を得て、中間報告をすることができる」となっている。12月定例会で議会委員会条例の一部を改正する条例を提案する場合、議会活性化委員会のこれまでの調査状況について、本会議で中間報告を行うかどうか意見を聞きたい。これまでの特別委員会は調査期間が短く、途中で結論が出るようなこともなかったようで、最後に結果報告を行っている。今回は多くの項目を抱えており、途中で報告をし、町民にもわかるように本会議で今までの中間報告をし、その結果については広報紙にも掲載したいと思うが、意見はあるか。

(なしの声あり)

委員長：そのように決定する。文面等については委員長に一任させてもらっている。

北村委員：中間報告は賛成するが、町民の意見を聞く場があってもいいのでは。

委員長：どういう形で考えているのか。

北村委員：具体的には考えていないが、報告したことを題材にして町民に集まってもらってはどうか。

委員長：今回は、議会委員会条例の改正を議会に報告し、広報で周知するので、それ以外であれば特別委員会から町民へお知らせをし、10項目を町民へ問いかねなければならない。多くの意見はもらえらると思うが、整理ができない心配があるがどうか。

鈴木委員：検討項目は出したが報告できるものがない。委員会で協議中である最中の状況を見せても混乱するだけのような気がする。10項目が一つの形としてなってきた時に意見をもらう場があってもいいが、委員会ではなくて議会報告会の中でいいのではないか。

桜井委員：議員定数や報酬に進んできた時に町民に意見を聞くことは出てくると思う。

北村委員：時期についてはこだわっていないが、全てを決める前に町民の意見を聞く場があってもいいと思って言った。

委員長：町民の意見を聞き、委員会で議論し、全員協議会に諮るとなると大変なことになると思うがいかがか。

鈴木委員：ある程度形をつくった上でないと混乱するだけ。出すことは良いと思うが、もう少し議論を深めてから。

委員長：来年度の議会報告会の際に報告はできるがいかがか。

佐藤委員：議会報告会だけでもいろいろな意見が出て絞り込むのも大変な面もあるので、途中で声を聞くとするとどんな意見が出るかわからない。はっきりしてから報告した方がいい。

委員長：そのとおりにする。

(4) その他

委員長：次回の委員会の開催時期については、今年中にやるか、来年にするのか。また、事前に必要な資料があれば意見をいただきたい。

鈴木委員：一般質問の答弁書について調査が簡単にできるのか。

委員長：調査が必要であるので今年の委員会はこれで終わりにする。来年の日程は、事務局と調整をして連絡する。

佐藤局長：次回までに確認しておくことは、一般質問の答弁書の配付の部分で、理由、時期の状況、不都合なこと等を確認しておけばいいか。

委員長：はい。

以上で、議会活性化特別委員会を閉じる。